

地域福祉に係る国の主な動向及び県内の取組について

1 国の動向

- H27. 8 平成 28 年度予算概算要求に「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」（5 億円）が盛り込まれる
 相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化、複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制構築を目指す。
 具体的には、複合的な課題を抱える相談者を支援するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため市町村において専門職を配置し、包括的な相談体制を構築する事業を実施する。【関連資料：P2】
- H27. 9. 17 厚生労働省が「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめ
 福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、高齢者、障がい者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示している。
 【関連資料：P3】
- H28. 3. 31 「社会福祉法等の一部を改正する法律」公布
 福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進める。併せて、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定する。【関連資料：P4, 5】
- H28. 6. 2 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定【関連資料：P6】
- H28. 7. 15 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」設置（厚生労働省）
 「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成 29 年の介護保険法の法改正、30 年度・33 年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらに 30 年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く具体策の検討を行う。
- H28. 10. 4 「地域力強化ワーキンググループ」の設置（第 1 回地域力強化検討会の開催）
 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う。
 【関連資料：P7】
- H28. 12. 26 地域力強化検討会中間取りまとめ【関連資料：P8, 9】
- H29. 1. 20 平成 28 年度全国厚生労働関係部局長会議にて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る今後の取組について示される【関連資料：P10, 11】

新

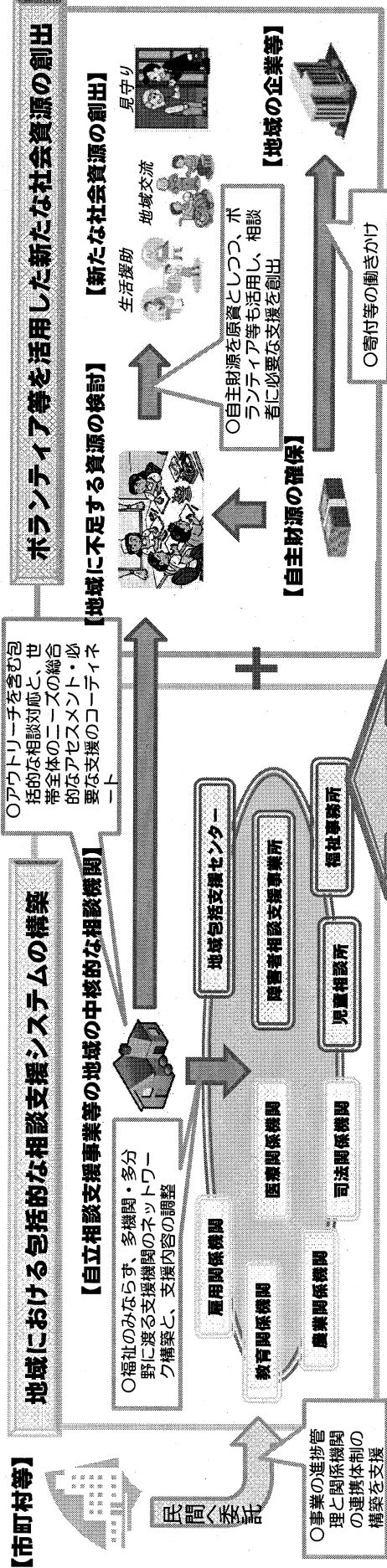
「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のイメージ

平成28年度予算案 5億円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要な社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となっており、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

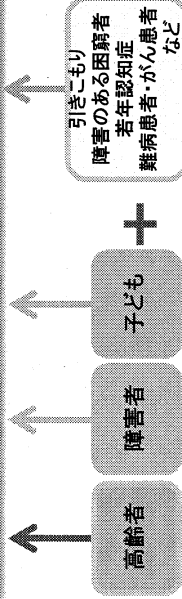
～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・フロンティア型
・連携強化型

による対応

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
 - ・ 運営ノウハウの共有
 - ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日
参議院可決：平成28年3月23日
衆議院再可決・成立・公布
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金を福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、(2)の(1)、(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日（平成28年3月31日）

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化

※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金

③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実に実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいうにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目標に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目標に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいうにする。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標	
施策	<p>地域課題の解決力強化/福祉サービスの一体的提供/総合的な相談支援体制づくり</p> <p>医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討、業務独占資格の対象範囲の見直し</p>	<p>福祉サービスの一体的な提供/運用上の対応/可能な事項のガイドラインを編纂</p> <p>設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討</p> <p>相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討</p>	<p>各資格の履修内容に関する研究</p> <p>介護福祉士と准看護師の単位認定について検討</p> <p>福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目目録の併列について検討</p>	<p>検討結果を踏まえた対応を実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>可能な資格から単位認定を実施</p>	<p>各資格の履修内容に関する研究</p> <p>介護福祉士と准看護師の単位認定について検討</p> <p>福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目目録の併列について検討</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p> <p>※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・履修実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p> <p>※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・履修実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p> <p>※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・履修実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p> <p>※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・履修実施</p>	<p>新たな共通の基礎課程の具休案について検討・結論</p> <p>可能な資格から履修期間短縮を実施</p> <p>※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・履修実施</p>	<p>2020年～2025年を目標に：地域課題の解決力を強化する体制/全国展開/総合的な相談支援体制/全国展開</p> <p>2021年度：新たな共通の基礎課程の実施</p>
	業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施													

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制
の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）
開催要綱

地域における住民主体の課題解決力強化・
相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）
構成員名簿

- 趣旨
厚生労働省が平成27年9月17日に公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）を実現するために、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討することとされている。
また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」「育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作り」等を進めることとされている。
これらを踏まえ、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）が設置され、実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設置された。
このため、これらの事項について具体的実例に基づき検討を行い、実現本部における議論に資するため、本検討会を開催する。
- 検討事項
本検討会においては、次の事項について検討を行う。
(1) 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方
(2) 市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方
(3) 寄附文化の醸成に向けた取組
- 構成等
構成員は、別紙のとおりとする。
- 検討会の運営
(1) 本検討会は、実現本部における検討の一環として、厚生労働省社会・援護局長が別紙の構成員を参集を求めて開催する。
(2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
(3) 本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
(4) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、副座長は座長の指名により選出するものとする。
(5) 本検討会の庶務は社会・援護局地域福祉課において行う。

相田 義正	板橋区民生原産委員協議会 会長
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
井岡 仁志	高島市共同募金委員会 事務局長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長
嶋崎 貴泰	日本フアンドレイジング協会 事務局長
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事
榎部 武俊	一般社団法人創路社会的企業創造協議会 副代表
土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
永田 祐	同志社大学社会学部社会学部福祉学科 准教授
野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
原田 正樹	日本福祉大学社会学部社会学部福祉学科 教授
福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
藤山 浩	鳥根県中山間地域研究センター 研究統括監
堀田 聡子	国際医療福祉大学大学院 教授
前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
横山 美江	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→ 地域の存続の危機
→ 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考えよう」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等及び「丸ごと」を支える
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○ 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○ 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなから声もあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○ 協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)

※ 平成28年度に26自治体の実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○ 地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○ 地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン)

○ 守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力がもたないから課題解決に取り進む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。

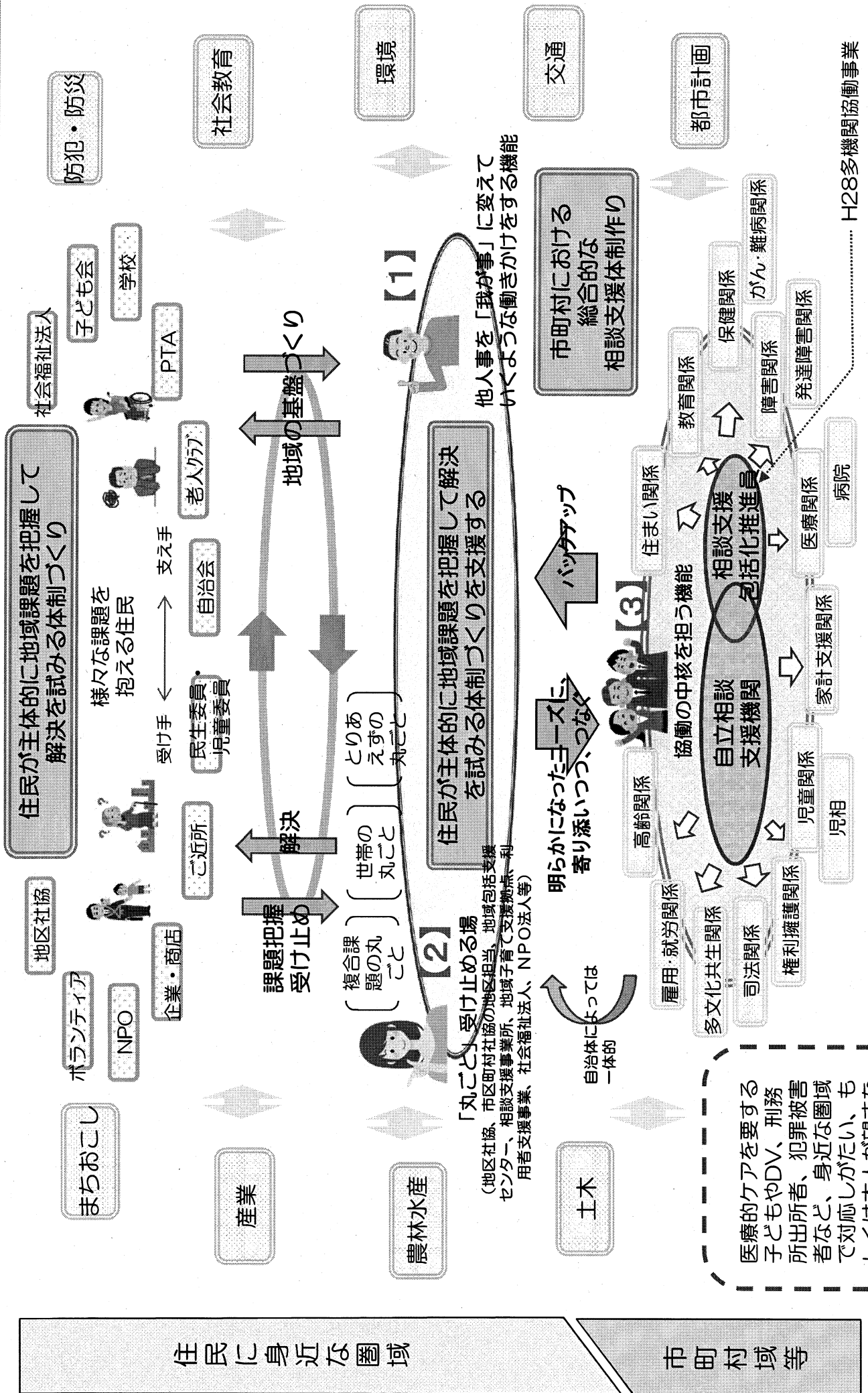
4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○ どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○ 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



医療的ケアを要する子どもやDV、刑務所出所者、犯罪被害者など、身近な圏域で対応しがたい、もしくは本人が望まない課題にも留意。

「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

1. 現状、経緯等

- 一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
- ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)
→ 包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指す
- ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)
→ 子供・高齢者・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現
- 平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」を10月から開催。12月26日に中間とりまとめを公表した。

2. 今後の取組

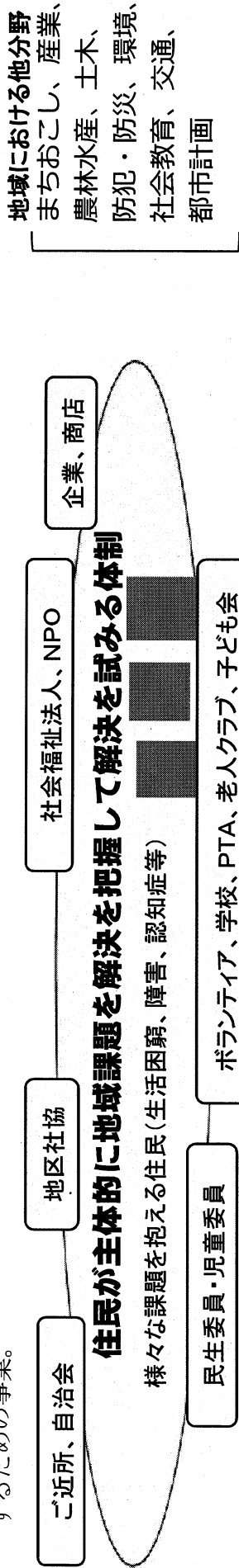
- 中間とりまとめを踏まえ、次期通常国会に提出を予定している介護保険法等改正法案において、社会福祉法を改正し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置づけるとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づける。
- 地域力強化検討会では、中間とりまとめで示した「我が事・丸ごと」の体制の具体的な展開及び地域福祉計画のガイドラインの見直し等について、平成29年夏を目途に検討を続ける。
- 平成29年度予算案において、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みるこ
とができる体制を構築する取組及び複合化した世帯の課題に対応する包括的な相談支援体制整備に、先
駆的に取り組むための事業費として20億円を確保し、100自治体程度で実施する予定。

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算(案) 20億円
実施主体:市町村(100か所程度)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4) (平成29年度～新規)

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

※ 地区社協、市町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン

(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する事業。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握多職種・多機関のネットワーク化の推進相談支援包括化推進会議の開催等

平成28年度～



住民に身近な圏域

市町村域等

2 平成 28 年度の県内の取組

(1) 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の実施（盛岡市・矢巾町）

ア 盛岡市事業の概要

相談支援包括化推進員を配置し、市社協の地域福祉コーディネーターと共に、包括的な相談支援体制を構築

イ 矢巾町事業の概要

- ・ 相談支援包括化推進員を配置し、既存の多分野・多機関にわたる相談支援機関等の資源マップ整備による包括的な支援体制の構築
- ・ 地域における生活困窮者支援の仕組みづくりに向けた、若年層の生活困窮の実態調査
- ・ 地域の社会資源創出のため、企業・社会福祉法人等の社会貢献制度活用によるボランティア育成

⇒ 盛岡市及び矢巾町では、平成 29 年度も事業を継続予定。

(2) 「やはば生活支援ネットワーク事業協定」調印（H29. 1. 10 矢巾町）

社会福祉法の改正に伴い、日常生活、社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することが社会福祉法人の責務として位置付けられた。

これに伴い、矢巾町内で介護サービス、保育所等の事業を実施している社会福祉法人 6 法人、矢巾町社会福祉協議会及び医療法人 1 法人、計 8 法人において、地域への公益的取組を共同実施することとし、「やはば生活支援ネットワーク事業」を立ち上げ、日常生活支援や生活困窮者支援等のサービスを提供することとした。

(3) 地域福祉推進支援事業費補助（岩手県社会福祉協議会に対する補助事業）

ア 概要

高齢者や障がい者、子育て中の親子などが地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源や福祉ネットワークを生かし、制度による公的な福祉サービスだけでは対応できない見守りや日常の安心生活への支援等のインフォーマルな福祉サービスの拡充などを通じて、地域全体で支援する体制を構築するため、事業を実施する岩手県社会福祉協議会に対して補助する。

イ 事業内容

(7) 岩手県福祉コミュニティサポートセンター設置事業（継続）

地域福祉活動コーディネーターの活動を支援するため岩手県社会福祉協議会にセンターを設置し、専任職員 1 名を配置している。

(4) 地域福祉活動コーディネーター育成事業（継続）

地域の福祉ニーズに対応して社会資源やネットワークなどを活用してインフォーマルサービスを創出・提供するなど、地域福祉活動をコーディネートできる人材の育成のため研修会等を開催した（前期 2 日間、後期 2 日間の研修会開催、2 回の勉強会開催）。

(7) 支え合いマップ・インストラクター養成講座（継続・震災対応）

被災地地域住民が抱える課題の抽出とその課題に対する住民による解決策を探る「支え合いマップ」手法を習得するため、講座を開催した（5 日間）

(1) 福祉コミュニティアドバイザー派遣事業（新規）

10 名のアドバイザーを委嘱し、市町村、市町村社協、関係機関・団体の地域福祉活動の展開を支援する。

アドバイザー派遣実績：岩泉町社会福祉協議会、一関市高齢者総合相談センター